

平成29年度融資制度一覧表(市町制度)

平成29年4月1日現在

地公体	制度名		融資条件								融資手続		備考	
	資金名等	細分類	対象者	用途	限度額(千円)	期間(据置)	貸付利率(%;保証付) 固定	保証料率	返済方法	担保	信用保証	申込先		取扱金融機関
広島市	一般振興融資		1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合	運転設備	70,000	10年(1年)	2.10	0.45~1.90%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関		
	小規模事業融資	一般資金	1年以上同一事業を営む従業員20人(商業・サービス業〔宿泊業・娯楽業を除く〕5人)以下の小規模事業者	運転設備	12,500 (小口零細企業資金を合わせ1,250万円内)	10年(1年)	1.60	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	全て保証付	金融機関	協会の小口零細企業保証制度に該当するもの	
		小口零細企業資金	1年以上同一事業を営む従業員20人(商業・サービス業〔宿泊業・娯楽業を除く〕5人)以下の小規模事業者でかつ協会の小口零細企業保証の対象となるもの	運転設備	12,500 (既保証付融資残高を合わせ1,250万円内)	10年(6月)	1.60	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	全て保証付	金融機関		
	中小企業特別融資	セーフティネット資金		取引先の倒産、構造不況業種等経営の安定に支障を生じている中小企業者	運転	30,000	10年(1年)	1.40	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	融資対象ア〜ウの各要件については要綱参照のこと
		災害復旧資金		震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とするもの	運転設備	70,000	10年(1年)	1.20	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	り災証明書
		環境保全資金		①公害防止設備の設置、②低公害車等の購入、③新エネルギー導入施設、資源リサイクル施設等の設置ほか、④ISO認証取得、⑤アスベスト除去を行うおとする中小企業者等※他要件あり(詳細は要綱参照)	運転設備	70,000	10年(1年)	1.20	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	市長の承認書
		新成長ビジネス育成資金		広島市の経済成長の牽引に寄与する事業を営む又は営もうとする者	運転設備	70,000	10年(1年)	1.20	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	市長の承認書
		障害者雇用支援資金		障害者の雇用促進や、障害者が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業者又は組合であって、市の定める一定の要件を満たすもの	運転設備	70,000	10年(1年)	1.20	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	市長の承認書
		男女共同参画・子育て支援資金		職場における仕事と子育ての両立支援などに積極的に取り組む中小企業者又は組合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、市の定める事業を行うもの、他要件あり要綱参照。	運転設備	70,000	10年(1年)	1.20	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	市長の承認書
		中山間地域・離島振興資金		1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合で、山村振興法第7条の規定に基づき指定された振興山村地域及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に事業所を有するもの又は設置しようとするもの	運転設備	70,000	10年(1年)	1.20	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	
	中小企業景気対策特別融資		1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの ①最近3か月間の月平均売上高等が平成23年9月1日以降のいずれかの年の同期に比べて10%以上減少しているもの ②最近3か月間の月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が平成23年9月1日以降のいずれかの年の同期に比べて10%以上減少しているもの	運転	30,000	10年(1年)	1.20	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	市長の承認書 取扱期間：H29.4.1~H30.3.31	
	中央卸売市場入場業者特別融資		中央・東部市場及び肉市場内で業務許可又は施設の使用許可を受けた中小企業者	運転	業種・規模別により異なる	7年(3年)	1.70	0.45~1.90%	所定の方法	必要に応じ	必要に応じ	中央・東部・食肉市場業務課	広島・もみじ・広島県信組・広島信用金庫	市が発行する確認書で融資条件(融資額等)を確認
	中小企業新分野進出支援融資		新分野進出、事業多角化等を行うおとする1年以上同一事業を営む中小企業者等	運転設備	100,000 (うち運転資金は50,000)	運転10年(1年) 設備10年(3年)	1.40	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	市長の承認書	
	中小企業借換融資			市融資の保証付残高がある者で、本融資を利用することにより、返済負担の軽減が図られる者	運転	50,000 (返済資金以外の運転資金は10,000千円以内)	10年(1年)	2.10	0.45~1.90%	原則月賦償還	所定の方法	全て保証付	金融機関	経営安定関連にあっては認定書、事業計画書 取扱期間：H29.4.1~H30.3.31
特例		経営改善計画を策定し経営改善に取り組んでいる中小企業者及び組合のうち保証付借入残高がある者で、本融資を利用することにより、返済負担の軽減が図られ、経営改善が見込まれる者	運転	70,000 (返済資金以外の運転資金は20,000千円以内)	運転10年	2.10	0.45~1.52%	均等分割返済	必要に応じ	全て保証付	金融機関	商工中金 広島・中国・山口・山陰合同・もみじ・西京 広島信金・呉信金 広島市信組・広島県信組	責任共有対象保証、市長の承認書、チェックリスト 取扱期間：H29.4.1~H30.3.31	
創業支援融資	一般資金		市内で新たに事業を営もうとする中小企業者(事業開始後3年未満を含む)	運転設備	10,000	10年(1年)	1.40	0.45~1.52%	原則月賦償還	所定の方法	原則保証付	金融機関	創業計画書(既創業者を除く)	
	創業・創業等関連		創業等関連または創業関連保証に該当するもの	運転設備			1.40	0.70%	原則月賦償還	無担保	原則保証付	金融機関	創業計画書(既創業者を除く)	
	創業チャレンジ・ベンチャー資金		事業を営んでいない個人が融資対象となる中小企業として新たに事業を営もうとするもので、所定の審査により優秀と認められた者	運転設備			0.50	0.70%	原則月賦償還	無担保	全て保証付	広島市産業振興センター	創業計画書(既創業者を除く)	
大竹市	中小企業運転資金融資		1年以上事業を営む中小企業者及び組合	運転	20,000	10年(6月)	1年以内 1.00 1年超10年以内 1.60	0.36~1.52%	所定の方法	所定の方法	必要に応じ	市役所	広島・山口・四国・もみじ・西京 広島信金	
	中小企業設備近代化資金		1年以上事業を営む中小企業者及び組合	設備	20,000	10年(6月)	1年以内 1.00 1年超10年以内 1.60	0.36~1.52%	分割払(月賦払)	所定の方法	必要に応じ	市役所		
廿日市市	中小企業融資	一般融資	1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合	運転設備	20,000 (一般・小口合わせて20,000千円以内)	10年(1年)	1年以内 1.57 1年超 1.67	0.45~1.52%	分割払(月賦払)	所定の方法	原則保証付	金融機関	広島・山口・もみじ・広島信金 広島市信組・広島県信組	
		小口融資	1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合	運転設備	5,000 (一般・小口合わせて20,000千円以内)	5年(1年)	1年以内 1.47 1年超 1.57	0.45~1.52%	分割払(月賦払)	所定の方法	原則保証付	金融機関		
府中町	中小企業融資		1年以上同一事業を営む中小企業者	運転設備	運転 7,000 設備 10,000 (1企業につき 1000万円)	運転5年(6ヶ月) 設備7年 不動産の取得10年(6ヶ月)	0.80	0.43~1.81%	原則元金均等月賦償還	所定の方法	すべて保証付	商工会	広島・もみじ 広島信金 広島市信組・広島商銀	
海田町	中小企業融資		1年以上継続して事業を営む中小企業者	運転設備	10,000	10年	5年以内 0.45 5年超 0.75	0.43~1.81%	元金均等又は元利均等月賦払	所定の方法	必要に応じ	商工会	広島・もみじ・西京 広島信金・呉信金 広島市信組・広島県信組 広島商銀	
熊野町	中小企業融資		1年以上継続して事業を営む中小企業者	運転設備	15,000	運転10年(6ヶ月) 設備10年(6ヶ月)	5年以内 1.00 5年超 1.30	0.43~1.81%	元金均等月賦償還	所定の方法	必要に応じ	商工会 熊野筆事業協同組合	広島・もみじ 呉信金 広島県信組	
坂町	中小企業融資		1年以上継続して事業を営む中小企業者	運転設備	運転 5,000 設備 10,000 (1企業につき 1000万円)	運転7年 設備10年	5年以内 0.50 5年超 0.80	0.43~1.81%	元金均等月賦払	原則無担保	必要に応じ	商工会	もみじ 広島信金	

平成29年度融資制度一覧表(市町制度)

地公体	制 度 名		融 資 条 件										融 資 手 続		備 考
	資金名等	細分類	対象者	用途	限度額 (千円)	期間 (据置)	貸付利率 (%: 実証付)		保証料率	返済方法	担保	信用保証	申込先	取扱金融機関	
							固定								
福山市	中小企業経営安定資金融資	一般資金	1年以上同一事業を営む中小企業者	運転設備 (土地取得を除く)	運転15,000 (運転・設備併用は運転資金に含める) 設備15,000	10年 (運転1年) (設備3年)	1.67	0.45~1.90%	月賦返済	所定の方法	必要に応じ	市役所 商工会議所 商工会 金融機関 協会	広島・中国・山口・伊予・山陰合同・西日本シティ・百十四・もみじ・トマト・香川・愛媛 広島信金・しまなみ信金 広島県信組・備後信組・両備信組	り災証明書他	
		緊急支援資金	災害等により事業経営に影響を受けている中小企業者	運転設備 (土地取得を除く)	10,000	10年 (運転1年) (設備3年)	市町がその都度定める	0.40~1.33%	月賦返済	所定の方法	必要に応じ	金融機関	広島信金・しまなみ信金 広島県信組・備後信組・両備信組		
	小規模事業資金融資		1年以上同一事業を営む従業員30人 (商業・サービス業10人) 以下の小規模事業者	運転設備 (土地取得を除く)	7,500	10年 (6ヶ月)	1.30	0.40~1.33%	月賦返済	所定の方法	必要に応じ	市役所 金融機関 協会	商工中金 広島・中国・山口・伊予・山陰合同・西日本シティ・百十四・もみじ・トマト・香川・愛媛 広島信金・しまなみ信金 広島県信組・備後信金・両備信金		
	中小企業協同組合等資金融資		1年以上同一事業を営む組合等及びその構成員である中小企業者	運転設備 (土地取得を除く)	組合等 30,000 構成員 15,000	10年	1年未満 1.77 1年以上 1.97	0.45~1.90%	所定の方法	所定の方法	必要に応じ	市役所 金融機関 協会	商工中金		
	中小企業工場移設資金融資		市の指定を受け1年以上同一事業を営む中小企業者又は組合等	設備 (土地取得を除く)	30,000 又は所要金額の80%のいずれか低い額	15年 (3年)	1.30	0.40~1.33%	月賦返済	所定の方法	必要に応じ	市役所 金融機関 協会	商工中金 広島・中国・もみじ・しまなみ信金・広島県信組	市条例適用事業指定通知書	
	中小企業益・年末資金融資		1年以上同一事業を営む中小企業者	運転	10,000	1年	1.47	0.45~1.90%	一時払又は分割払	所定の方法	必要に応じ	市役所 商工会議所 商工会 金融機関 協会	商工中金 広島・中国・山口・伊予・百十四・西日本シティ・山陰合同・もみじ・トマト・愛媛・香川 広島信金・しまなみ信金 広島県信組・備後信組・両備信組	(申込期間) 益 6/1~8/10 年末 10/3~12/20	
	環境保全資金融資		環境を保全するために市内で施設の設置若しくは改善又は工場若しくは事業場の建替え又は移転等を行うとする1年以上同一事業を営む中小企業者	設備 (土地は総事業費の50%以内)	20,000 (市と協定締結している場合 30,000)	15年 (3年)	1.30	0.40~1.33%	割賦返済	所定の方法	必要に応じ	市役所 (環境保全課)	広島・中国・もみじ しまなみ信金	環境保全課へ事前相談が必要	
	産業団地企業立地資金融資		福山北産業団地、新市工業団地及び箕沖団地に事業所の新設又は移転をしようとする1年以上同一事業を営む中小企業者	設備	200,000 (対象経費の総額の65%以内の額)	15年 (3年)	1.30	0.40~1.33%	所定の方法	所定の方法	必要に応じ	市役所	商工中金 広島・中国・もみじ しまなみ信金 広島県信組	・取扱期間 平成32年3月31日まで ・労政課へあつせん申込が必要	
	中心市街地活性化特別融資		中心市街地において商業環境の変化に対応して「新たな取り組み」を実施する中小企業者	運転設備 (土地取得を除く)	中小企業者 15,000 組合等共同事業資金 40,000 設備 30,000 中小企業者 30,000 組合等共同事業資金 80,000	運転10年 (3年) 設備15年 (3年)	1.30	0.40~1.33%	月賦返済	所定の方法	必要に応じ	金融機関 市役所 商工会議所 商工会 協会	商工中金 広島・中国・もみじ しまなみ信金・広島信金 広島県信組・備後信組・両備信組	・取扱期間 平成32年3月31日まで ・店舗魅力化計画認定書	
創業支援資金融資	一般資金	産業競争力強化法第2条第23項各号及び中小企業等経営強化法第2条第3項各号及び同条第4項各号 (第3号を除く) に該当する者	運転設備 (土地取得を除く)	10,000 (但し、新規創業者は自己資金額以内)	10年 (1年)	1.00	0.70%	月賦返済	無担保	必要に応じ	金融機関 市役所 商工会議所 商工会	商工中金 広島・中国・もみじ しまなみ信金・広島信金 備後信組・広島県信組	創業計画書		
府中市	中小企業融資	運転資金	1年以上同一事業を営む中小企業	運転	30,000	10年 (6ヶ月)	1年以内 1.70 10年以上 1.90	0.45~1.71%	所定の方法	所定の方法	すべて保証付	金融機関		限度額には平成19年度以前のものは含めない。	
	中小企業融資	設備近代化資金	1年以上同一事業を営む中小企業者	設備 (土地取得を除く)	20,000 (特別の場合 30,000)	10年 (1年)	1.90	0.45~1.71%	割賦償還	所定の方法	すべて保証付	金融機関	商工中金 広島・中国・もみじ 両備信組・備後信組 福山市農業協同組合	限度額には平成19年度以前のものは含めない。	
	中小企業融資	小口零細企業事業資金	1年以上同一事業を営む従業員20人 (商業・サービス業 [宿泊業・娯楽業を除く] 5人) 以下の小規模事業者	運転設備	7,500	10年 (6ヶ月)	1.40	0.50~1.98%	所定の方法	所定の方法	すべて保証付	金融機関		限度額には平成19年度以前のものは含めない。 協会の小口零細企業保証制度に該当するもの。	
三原市	中小企業融資	運転資金	短期	1年以上同一事業を営む中小企業者	運転	3年以内	1.00	0.45~1.71%	分割払	—	原則保証付	市役所 金融機関	広島・中国・もみじ しまなみ信金・呉信金 広島県信組・両備信組	短期運転資金は貸付限度額以内であれば長期運転資金・設備資金の併用を可能で、複数利用も可能	
			長期	1年以上同一事業を営む中小企業者								運転			3年超10年以内
		設備資金	1年以上同一事業を営む中小企業者	設備	3年超10年以内	1.50	0.45~1.71%	分割払	—	原則保証付	市役所 金融機関				
	中小企業組合等融資		中小企業等協同組合また中小規模の事業者を構成員とする団体及び構成員	運転	組合 20,000 構成員 10,000	運転7年	1年未満 1.80 1年以上 2.10	0.45~1.71%	分割払	所定の方法	必要に応じ	市役所 金融機関	商工中金		
竹原市	中小企業融資	運転	中小企業者	運転	15,000	7年 (6ヶ月)	1.20	0.41~1.71%	所定の方法	所定の方法	必要に応じ	市役所	広島・中国・もみじ 呉信金	運転・設備資金は運転資金の区分を適用する。	
		設備	中小企業者	設備	15,000	7年 (6ヶ月)	1.20	0.41~1.71%	所定の方法	所定の方法	必要に応じ	市役所	広島市信組		
尾道市	中小企業運転資金融資	普通	1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、並びに中小企業協同組合	運転	会社・個人 15,000 組合 18,000	7年 (6ヶ月)	1年以内 1.50 1年超 1.70	0.36~1.52%	分割払 (1年以内は一時払可)	所定の方法	必要に応じ	市役所 金融機関 商工会議所 商工会	商工中金・三井住友・広島・中国・山口・伊予・もみじ・愛媛 しまなみ信金 広島県信組・備後信組	・普通保証と小口保証を併用する場合は普通保証の限度額内とする ・弾力化対象外の保険・保険特例との併用不可	
		小口	1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、並びに中小企業協同組合	運転	会社・個人 5,000	7年 (6ヶ月)	1年以内 1.40 1年超 1.70	0.36~1.52%	分割払 (1年以内は一時払可)	所定の方法	すべて保証付	市役所 金融機関 商工会議所 商工会	広島・中国・もみじ しまなみ信金 広島県信組・備後信組	・保証料補給あり (市負担35%) 取扱期間平成32年3月31日まで	
	中小企業設備資金融資		1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、並びに中小企業協同組合及び組合員	設備	会社・個人 25,000 組合 28,000	10年 (1年)	1.70	0.36~1.52%	分割払	所定の方法	必要に応じ	市役所 金融機関 商工会議所 商工会	広島・中国・もみじ 両備信組	・保証料補給あり (市負担35%) ・弾力化対象外の保険・保険特例との併用不可	
世羅町	中小企業融資		1年以上事業を行う中小企業者	運転設備	20,000	10年 (1年)	1.40	0.43~1.81%	原則分割払	原則無担保	原則保証付	商工会	広島・もみじ 両備信組	利子補給 町年1.4%	

平成29年度融資制度一覧表(市町制度)

平成29年4月1日現在

地公体	制度名			融資条件								融資手続		備考	
	資金名等	細分類	対象者	用途	限度額(千円)	期間(据置)	貸付利率(％:実効年)		返済料率	返済方法	担保	信用保証	申込先		取扱金融機関
							固定								
呉市	小規模事業資金融資			従業員20人(商業・サービス業〔宿泊業・娯楽業を除く〕は5人)以下で1年以上同一事業を営む小規模事業者	運転設備	8,000 (既保証付融資残高を合わせ1,250万円内)	5年(6ヶ月)	1.30	0.38～1.31%	原則月賦払	無担保	すべて保証付	金融機関協会	協会の小口零細企業保証制度に該当するもの	
	中小企業経営安定資金融資	一般運転	短期	1年以上継続して同一事業を営む中小企業者・中小企業等協同組合	運転	10,000	1年	1.60	0.41～1.51%	月賦払又は一時払	原則無担保	原則保証付	金融機関		
			長期	1年以上継続して同一事業を営む中小企業者・中小企業等協同組合	運転	20,000	10年(1年)	1.80	0.41～1.52%	月賦払又は半年賦	原則無担保	原則保証付	金融機関		
		季節		1年以上継続して同一事業を営む中小企業者	運転	5,000	6ヶ月	1.60	0.41～1.52%	月賦払又は一時払	原則無担保	原則保証付	金融機関	商工中金 広島・中国・山口・伊予・もみじ 広島信金・呉信金 広島県信組	夏季 6/1～8/31 年末 11/1～12/30
		連鎖倒産防止		1年以上継続して同一事業を営む中小企業者(倒産関連中小企業者)	運転	10,000	10年(1年)	1.10	0.38～1.31%	月賦払又は半年賦	原則無担保	原則保証付	金融機関		連鎖倒産防止計画書
		災害復旧資金		被災中小企業者(市長の認定を受けた者)	運転設備	10,000	10年(2年)	1.10	0.38～1.31%	月賦払又は半年賦	原則無担保	原則保証付	金融機関		り災証明書
		景気対策特別資金		1年以上継続して同一事業を営む中小企業者	運転	20,000	10年(1年)	1.10	0.38～1.31%	月賦払又は半年賦	原則無担保	原則保証付	金融機関		取扱期間 : 平成30年3月31日まで
	中小企業設備近代化資金融資			1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び組合	設備	設備 30,000 共同施設事業 50,000 (1組合員当り 10,000)	10年(2年)	1.80	0.41～1.52%	原則月賦払又は半年賦	原則無担保	原則保証付	金融機関	商工中金 広島・中国・山口・伊予・もみじ 広島信金・呉信金	
	中小企業公害防止資金融資	公害防止資金		公害を防止するのに適当であると認められる施設の設置・改善等を行う者	運転設備	10,000	10年(1年)	1.30	0.38～1.31%	原則月賦払又は半年賦	原則無担保	原則保証付	金融機関	広島・中国・山口・伊予・もみじ 広島信金・呉信金	公害防止計画書
		アスベスト対策資金		アスベスト(石綿)の除去等を行う者	運転設備	20,000	10年(2年)	1.15	0.38～1.31%	原則月賦払又は半年賦	原則無担保	原則保証付	金融機関		公害防止計画書
	中小企業高度化事業等資金融資			①高度化事業・集団化計画を実施する組合 ②市が認めた共同化・協業化事業を実施する組合	設備	①対象事業費から事業資金の貸付額を差引いた額の70%以内。 但し、総事業費の15%又は1組合員7,000千円以内 ②総事業費の50%以内。 但し、1組合員7,000千円以内	10年(1年) (土地・建物及び設備の取得資金)	1.80	0.41～1.52%	原則年賦償還	所定の方法	必要に応じ	金融機関	商工中金	高度化事業等事業実施計画書
	ものづくり技術伝承資金特別融資			1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び組合 中小企業ものづくり基盤技術の伝承又は高度化に関する法律の規定に基づき経済産業大臣が指定した技術を有する者	運転設備	20,000	10年(1年)	1.15	0.38～1.31%	原則月賦払	原則無担保	必要に応じ	金融機関	商工中金 広島・中国・山口・伊予・もみじ 広島信金・呉信金 広島県信組	呉市ものづくり技術伝承資金特別融資申込書
職場環境改善資金特別融資			1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び組合で、市の定める要件を満たす者	運転設備	運転 10,000 設備 50,000	10年(2年)	1.30	0.38～1.31%	原則月賦払	所定の方法	必要に応じ	金融機関	商工中金 広島・中国・山口・伊予・もみじ 広島信金・呉信金	取扱期間 : 平成30年3月31日まで 呉市職場環境改善資金特別融資申込書	
商店街等振興資金特別融資			1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び組合	運転設備	運転 10,000 設備 30,000	10年(1年)	1.30	0.38～1.31%	原則月賦払又は半年賦	所定の方法	必要に応じ	金融機関		取扱期間 : 平成30年3月31日まで 新規出店の場合認定書	
創業支援資金特別融資			市内で新たに創業しようとする者又は創業後5年未満の中小企業者で、産業競争力強化法第2条第23項各号、中小企業等経営強化法第2条第3項各号及び同条第4項各号(第3号を除く)の要件に該当する者	運転設備	25,000 (支援創業関連保証と創業等関連保証を併用する場合、3,000万円以内)(ただし、新規創業者は自己資金額以内)	10年(1年)	1.10 (ただし、呉市の起業・フレッシ 施設入居者は1.4)	0.70%	原則月賦払	無担保	すべて保証付	金融機関	商工中金 広島・中国・山口・伊予・もみじ 広島信金・呉信金 広島県信組	創業・再挑戦計画書	
借換支援資金特別融資			市融資の保証付残高がある者で、本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られる者	運転	50,000 (返済資金以外の運転資金は10,000千円以内)	10年(1年)	1.10	0.38～1.31%	原則月賦払	所定の方法	すべて保証付	金融機関		経営安定関連にあつては認定書、事業計画書	
東広島市	中小企業融資	一般融資	短期融資	1年以上同一事業を営む中小企業者	運転設備	20,000	1年(6ヶ月)	1.50	0.45～1.52%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	金融機関		
			長期融資	1年以上同一事業を営む中小企業者	運転設備		1年超 10年以内(6ヶ月)	1.70	0.45～1.52%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	金融機関		
	特別融資	新事業促進支援資金	1年以上同一事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当し、事業拡大に伴い事業資金を必要とする者 ①広島テクノプラザ、広島起業化センタークリエイティブコア、東広島製作開発型事業促進施設もしくは東広島市新産業創造センターに現在入居している者又は過去5年以内に入居していた者 ②東広島市環境関連製品・技術等開発促進事業補助金交付要綱又は東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金交付要綱による補助金交付を現に受けている者又は過去5年以内に受けた者 ③東広島市ものづくり優良企業表彰要綱による表彰を過去5年以内に受けた者	運転設備	5,000 (一般、特別合算20,000千円の範囲内)	1年(6ヶ月)	1.20	0.45～1.52%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	金融機関	広島・山口・もみじ 広島信金・呉信金・しまなみ信金 広島市信組 広島県信組 広島中央農協		
			創業支援資金	市内に主たる事業所を設け、現に新たに事業を営もうとする者又は、事業開始後1年未満の中小企業者	運転設備	5,000 (一般、特別合算20,000千円の範囲内)	10年(1年)	1.20	0.45～1.52%	所定の方法	所定の方法	必要に応じ	金融機関		
			経営環境変化対応資金	1年以上同一事業を営む中小企業者であつて、最近3か月の売上高が前年同期の売上高に比べて10%以上減少しているもの	運転	10,000 (一般、特別合算20,000千円の範囲内)	10年(1年)	1.20	0.45～1.52%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	金融機関		経営安定関連にあつては認定書 取扱期間 : 平成25年7月1日～平成30年3月31日
三次市	小規模事業資金融資			従業員20人(商業・サービス業〔宿泊業・娯楽業を除く〕は5人)以下で1年以上同一事業を営む小規模事業者	運転設備	5,000	10年(6ヶ月)	1.40	0.45～1.71%	原則毎月又は3ヶ月毎元金均等割賦返済期間1年未満一括返済可	所定の方法	すべて保証付	協会 金融機関		
	中小企業経営安定資金融資			1年以上同一事業を営む中小企業者	運転設備	10,000	10年(6ヶ月)	3年以内 1.80 3年超 1.90	0.45～1.71%	原則毎月又は3ヶ月毎元金均等割賦返済期間1年未満一括返済可	所定の方法	原則保証付	協会 金融機関	広島・中国・もみじ 広島みどり信金 両備信組	
	創業支援資金融資	一般	事業開始後、1年未満の中小企業者	運転設備	一般と創業等関連を合算して30,000 ただし、創業等関連の限度額15,000 (創業者は自己資金額を限度額とする)	運転10年以内(1年) 設備10年以内(3年)	1.20 0.50	0.45～1.71%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	協会 金融機関		創業実施計画書	
		創業等関連	市内で新たに創業しようとする者又は創業後1年未満の中小企業者で、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第3項第1号から第3号までに定める中小企業者	運転設備	同上	運転10年以内(1年) 設備10年以内(1年)	1.20 0.50	0.70%	所定の方法	無担保	原則保証付	協会 金融機関		創業実施計画書	
工業団地企業立地資金融資			1年以上同一事業を営み、2年以内に三次工業団地及びみわ工業団地に事業所を新設又は移転する者で農林漁業、風俗営業関係業等を除く事業を行う者	設備	100,000 (立地に必要な土地、建物及び機械設備の取得費用の70%以内)	10年以内(2年)	0.70	0.45～1.71%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	市役所			
庄原市	中小企業融資	運転資金	1年以上同一事業を営む中小企業者、協同組合等	運転	10,000	10年(1年)	1.90	0.32～1.33%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	市役所 金融機関	広島 中国 しまなみ信金 広島みどり信金	市税の完納証明が必要	
		設備資金	1年以上同一事業を営む中小企業者及び協同組合等	設備(土地取得を除く)	15,000 (所要資金の70%以下)	10年(1年)	1.90	0.32～1.33%	所定の方法	所定の方法	原則保証付	市役所 金融機関		設備の設置場所は市内に限る 市税の完納証明が必要	